

副本

中労委令和6年(不再)第14号
大阪府(令和4年度任用等)不当労働行為事件

答 弁 書

令和6年5月16日

中央労働委員会会長 様

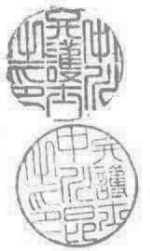
〒530-0047

大阪市北区西天満一丁目9番13号
パークビル中之島6階605
巽・中川法律事務所
TEL06(6364)9145
FAX06(6364)9147

再審査被申立人代理人

弁護士 中 川
弁護士 中 川

元
昂



再審査申立人 大阪教育合同労働組合
再審査被申立人 大阪府

再審査被申立人は、再審査申立人の2024年4月4日付(同月9日中央労働委員会受付)再審査申立書に対し、下記のとおり答弁する。

記

- 第1 「1. 不服の要点」中の再審査申立ての趣旨に対する答弁
いずれの申立ても棄却する。
との命令を申し立てる。
- 第2 「2. 不服の理由」に対する答弁
再審査申立人からの主張が提出され次第、答弁する。



以 上